

預 金 規 定 集

- ・財形期日指定定期預金規定・・・・・・・・・・2
- ・財形年金預金規定・・・・・・・・・・3
- ・財形住宅預金規定・・・・・・・・・・5
- ・財産形成預金共通規定・・・・・・・・・・7

財形期日指定定期預金規定

1. 預金契約の成立および預入れの方法等

- (1) 財形期日指定定期預金（以下「この預金」といいます。）は、お客様から当金庫所定の申込書の提出を受け、当金庫がこれを承諾することにより契約が成立するものとします。また、この預金の預入れは1口1,000円以上とし、年1回以上定期に事業主が預金者の給与から天引きして預入れるものとします。
- (2) この預金には、勤労者財産形成給付金および勤労者財産形成基金給付金支払機関、または事業主を通じて預入れできるものとします。
- (3) この預金については、通帳の発行にかえ、預入れの残高を6か月に1回以上通知します。
- (4) この預金は、債権保全の必要があるとき、その他当金庫が満期日前の解約を拒絶すべき事由があると認めたときは、満期日前に解約できません。

2. 預金の種類・期間・継続の方法等

- (1) この預金は、預入日の1年後の応当日を据置期間満了日、3年後の応当日を最長預入期限とする1口ごとの期日指定定期預金として預入れるものとします。
- (2) この預金(後記 第3条による一部解約後の残りの預金を含みます。)は、最長預入期限にその元利金の合計額をもって期日指定定期預金に自動的に継続します。
- (3) 前項の継続にあたり、最長預入期限を同一日とする複数の預金がある場合は、それぞれの預金の元利金をまとめて1口の期日指定定期預金に自動的に継続します。
- (4) 継続された預金についても前二項と同様とします。
- (5) 継続を停止するときは、最長預入期限(継続をしたときはその最長預入期限)までにその旨を申出てください。

3. 預金の支払時期等

この預金は、次に定める満期日以後に利息とともに支払います。

- ① 満期日は、据置期間満了日から最長預入期限までの間の任意の日を指定することにより定めることができます。満期日を指定する場合は、この預金口座の開設店（以下「当店」といいます。）に対してその1か月前までに通知を必要とします。なお、この預金の一部について満期日を定める場合には、1万円以上の金額で指定してください。
- ② 満期日は、前号に準じて、この口座の預金残高の全部または一部に相当する金額について指定することができます。
- ③ 第1号または第2号による満期日の指定がない場合は、最長預入期限を満期日とします。
- ④ 第1号または第2号により定められた満期日以後に解約されないまま1か月を経過するか、またはその間に最長預入期限が到来したときは、同号による満期日の指定はなかったものとし、引き続き最長預入期限に自動継続として取扱います。

4. 利息

- (1) この預金の利息は、預入金額ごとにその預入日(継続をしたときはその継続日)から満期日の前日までの日数について、預入日(継続したときはその継続日)現在における次の預入期間に応じた利率によって1年複利の方法により計算します。
 - ① 1年以上2年未満……別にお知らせする「2年未満」の利率
 - ② 2年以上……別にお知らせする「2年以上」の利率
(以下「2年以上利率」といいます。)
- (2) 前項の利率は、当金庫所定の日に変更します。この場合、新利率は、変更日以後に預入れられる金額についてその預入日(すでに預けられている金額については、変更日以後最初に継続される日)から適用します。
- (3) この預金の満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数について解約日または書替継続日における普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。
- (4) 当金庫が預金者からの解約請求に応じる場合、当金庫が債権回収のために解約する場合、反社会的勢力の排除に係る条項により解約する場合など、この預金を満期日前に解約する場合の利息は、預入金額ごとに預入日(継続をしたときは最後の継続日)から解約日の前日までの日数について次の預入期間に応じた利率(小数点第4位以下は切捨てます。)によって1年複利の方法により計算し、この預金とともに支払います。

- ① 6か月未満……解約日における普通預金の利率
- ② 6か月以上1年未満……2年以上利率×40%
- ③ 1年以上1年6か月未満……2年以上利率×50%
- ④ 1年6か月以上2年未満……2年以上利率×60%
- ⑤ 2年以上2年6か月未満……2年以上利率×70%
- ⑥ 2年6か月以上3年未満……2年以上利率×90%
- ⑦ この預金の付利単位は1円とします。

5. 反社会的勢力との取引拒絶

この預金口座は、第6条第4項各号のいずれにも該当しない場合に利用することができ、第6条第4項各号の一つにでも該当する場合には、当金庫はこの預金口座の開設をお断りするものとします。

6. 預金の解約、書替継続

- (1) この預金を解約または書替継続するときは、当金庫所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して、財産形成期日指定定期預金契約の証（以下「契約の証」といいます。）とともに当店へ提出してください。
- (2) 前項の解約または書替継続の手續に加え、当該預金の解約または書替継続の手續を行うことについて正当な権限を有することを確認するための本人確認書類の提示等の手續を求められます。この場合、当金庫が必要と認めるときは、この確認ができるまでは解約または書替継続の手續を行いません。
- (3) 次の各号の一つにでも該当した場合には、当金庫はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。なお、通知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当金庫が解約の通知を届出のあった氏名、住所にあてて発信した時に解約されたものとします。
 - ① この預金口座の名義人が存在しないことが明らかになった場合または預金口座の名義人の意思によらずに開設されたことが明らかになった場合
 - ② この預金の預金者が財産形成預金共通規定第5条第1項に違反した場合
 - ③ この預金がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると合理的に認められる場合
 - ④ 法令で定める本人確認等における確認事項、および第7条第1項で定める当金庫からの通知等による各種確認や提出された資料が偽りである場合
 - ⑤ 第7条第1項から第3項に定める取引等の制限に係る事実が一定期間解消されない場合
 - ⑥ この預金が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められる場合
- (4) 前項のほか、次の各号の一つにでも該当し、預金者との取引を継続することが不適切である場合には、当金庫はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。

通知により解約する場合、到着のいかんにかかわらず、当金庫が解約の通知を届出のあった氏名、住所にあてて発信した時に解約されたものとします。なお、この解約によって生じた損害については、当金庫は責任を負いません。また、この解約により当金庫に損害が生じたときは、その損害額を支払ってください。

- ① 預金者が口座開設申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合
- ② 預金者が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」といいます。）に該当し、または次のいずれかに該当することが判明した場合
 - A 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること。
 - B 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること。
 - C 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること。
 - D 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること。

- E 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること。
- ③ 預金者が、自らまたは第三者を利用して次のいずれか一つにでも該当する行為をした場合
- A 暴力的な要求行為
- B 法的な責任を超えた不当な要求行為
- C 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
- D 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当金庫の信用を毀損し、または当金庫の業務を妨害する行為
- E その他前AからDに準ずる行為
- (5) この預金は、解約する預金を指定せずに、預金残高の合計額の一部に相当する金額を1万円以上千円単位の金額で払戻請求することができます。この場合、1口ごとの元金累計額が払戻請求書記載の金額に達するまで次の順序でこの預金を解約します。
- ① 複数の預金がある場合は、預入日(継続したときは最後の継続日)から解約日までの日数が多いものから解約します。
- ② 解約日においてすでに指定された満期日が到来している預金がある場合は、その預金を優先して解約します。
- (6) 前項の順序で最後に解約することとなった預金は、次により解約します。
- ① その預金が据置期間中の場合またはその預金の金額が1万円未満の場合は、その預金全額。
- ② その預金が据置期間経過後で、その預金の金額が1万円以上の場合は、次の金額。
- A その預金にかかる払戻請求額が1万円未満の場合は、1万円。
- B その預金にかかる払戻請求額が1万円以上の場合は、その払戻請求額。

7. 取引の制限等

- (1) 当金庫は、預金者の情報および具体的な取引の内容等を適切に把握するため、提出期限を指定して各種確認や資料の提出を求めることがあります。預金者から正当な理由なく指定した期限までに回答いただけない場合には、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。
- (2) 日本国籍を保有せず本邦に居住する預金者は、当金庫の求めに応じ適法な在留資格・在留期間を保持している旨を当金庫所定の方法により届出するものとします。当該預金者が当金庫に届出た在留期間が超過した場合、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限することができますものとします。
- (3) 前二項の各種確認や資料の提出の求めに対する預金者の回答、具体的な取引の内容、預金者の説明内容およびその他の事情を考慮して、当金庫がマネー・ローダリング、テロ資金供与、もしくは経済制裁関係法令等への抵触のおそれがあると判断した場合には、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。
- (4) 前三項に定めるいずれの取引の制限についても、預金者からの説明等にもとづき、マネー・ローダリング、テロ資金供与、または経済制裁関係法令等への抵触のおそれが合理的に解消されたとき当金庫が認める場合、当金庫は当該取引の制限を解除します。

8. 規定の変更

- (1) この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、店頭表示、ホームページ掲載その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。
- (2) 前項の変更は、公表の際に定める相当の期間を経過した日から適用されるものとします。

この他、「財産形成預金共通規定」が適用されます。

以上
(2020年4月1日現在)

財形年金預金規定

1. 預金契約の成立および預入れの方法等

- (1) 財形年金預金(以下「この預金」といいます。)は、お客様から当金庫所定の申込書の提出を受け、当金庫がこれを承諾するこ

とにより契約が成立するものとします。また、この預金は、勤労者財産形成年金貯蓄非課税制度の適用をうけ、5年以上の期間にわたって、最終預入日まで年1回以上一定の時期に事業主が預金者の給与から天引きして預入れられるものとします。

- (2) この預金には、最終預入日までに支払われる勤労者財産形成給付金および勤労者財産形成基金給付金を給付金支払機関、または事業主を通じて預入れできるものとします。
- (3) この預金の預入れは、1口1,000円以上とします。
- (4) この預金については、通帳の発行にかえ、預入れの残高を年1回以上書面により通知します。
- (5) この預金は、債権保全の必要があるとき、その他当金庫が満期日前の解約を拒絶すべき事由があると認めたときは、満期日前に解約できません。

2. 預金の種類、とりまとめ継続方法

- (1) 支払開始日は、最終預入日の6か月後の応当日から5年後の応当日の間で毎月1日から28日までの間の任意の日とし、支払開始日の3か月前の応当日を「年金元金計算日」とします。また、年金元金計算日前1年ごとの年金元金計算日の応当日を「特定日」とします。
- (2) 前条による預金は、1口の期日指定定期預金としてお預かりします。ただし、預入日から年金元金計算日までの期間が1年未満のときは、1口ごとに年金元金計算日を満期日とする自由金利型定期預金(M型)としてお預かりします。
- (3) 特定日においても、預入日(継続をしたときはその継続日)からの期間が2年をこえる期日指定定期預金(本項により継続した期日指定定期預金を含みます。)は満期日が到来したものとし、その元利金の合計額をとりまとめ、1口の期日指定定期預金に自動的に継続します。
- (4) この期日指定定期預金は、この規定の定めによる以外には満期日を指定することはできません。

3. 分割、支払方法

- (1) この預金は、年金元金計算日に次により分割し、支払開始日より5年以上20年以内の期間にわたって年金として支払います。この場合、すべての期日指定定期預金は年金元金計算日に満期日が到来したものとし、その元利金と自由金利型定期預金(M型)の元利金との合計額を「年金計算基本額」とします。
- ① 年金計算基本額をあらかじめ指定された支払回数で除した金額(ただし100円単位とします。)を元金として、年金元金計算日から3か月ごとの応当日を満期日とする12口の期日指定定期預金または自由金利型定期預金(M型)(以下これらを「定期預金(満期支払口)」といいます。)を作成します。ただし、自由金利型定期預金(M型)の預入期間は1年未満とします。
- ② 年金計算基本額から前号により作成された定期預金(満期支払口)の元金の合計額を差引いた金額を元金として、1口の期日指定定期預金(以下これを「定期預金(継続口)」といいます。)を作成します。
- ③ 定期預金(満期支払口)は、各々その満期日に、元利金をあらかじめ指定された預金口座に入金します。
- (2) 定期預金(継続口)は、満期日に前項に準じて取扱い、以後同様とします。

この場合、前項に「年金計算基本額」とあるのは「定期預金(継続口)の元利金」と「年金元金計算日」とあるのは「定期預金(継続口)の満期日」と、「あらかじめ指定された支払回数」とあるのは「あらかじめ指定された支払回数のうち定期預金(継続口)の満期日における残余の支払回数」と読み替えるものとします。ただし、残余の支払回数が12回以下になる場合には、当該定期預金(継続口)の元利金から定期預金(満期支払口)の元金の合計額を差引いた金額は、預入期間が最も長い定期預金(満期支払口)に加算します。

- (3) この期日指定定期預金は、この規定の定めによる以外には満期日を指定することはできません。

4. 利息

- (1) この預金の利息は、次のとおり計算します。
- ① 預入金額ごとの預金が期日指定定期預金の場合
預入金額ごとにその預入日(継続をしたときはその継続日)から満期日の前日までの日数について、預入日(継続をしたときはその継続日)現在における次の預入期間に応じた利率

によって1年複利の方法により計算します。

A 1年以上2年未満…別にお知らせする「2年未満」の利率

B 2年以上…別にお知らせする「2年以上」の利率

(以下「2年以上利率」といいます。)

- ② 預入金額ごとの預金が自由金利型定期預金(M型)の場合
預入金額ごとにその預入日から満期日の前日までの日数に応じ、別にお知らせする預入日における利率によって計算します。
- ③ 前各号の利率は、当金庫所定の日にそれぞれ変更します。この場合、新利率は、変更日以後に預入れられる金額についてその預入日(すでに預けられている金額については、変更日以後最初に継続される日)から適用します。
- (2) この預金の満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数について解約日または書替継続日における普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。
- (3) 当金庫が預金者からの解約請求に応じる場合、当金庫が債権回収のために解約する場合、反社会的勢力の排除に係る条項により解約する場合など、この預金を満期日前に解約する場合の利息は次のとおり計算し、この預金とともに支払います。
 - ① 預入金額ごとの預金が期日指定定期預金の場合
預入金額ごとに預入日(継続をしたときは最後の継続日)から解約日の前日までの日数について次の預入期間に応じた利率(小数点第4位以下は切捨てます。)によって1年複利の方法により計算します。
 - A 6か月未満…解約日における普通預金の利率
 - B 6か月以上1年未満…2年以上利率×40%
 - C 1年以上1年6か月未満…2年以上利率×50%
 - D 1年6か月以上2年未満…2年以上利率×60%
 - E 2年以上2年6か月未満…2年以上利率×70%
 - F 2年6か月以上3年未満…2年以上利率×90%
 - ② 預入金額ごとの預金が自由金利型定期預金(M型)の場合
預入金額ごとに預入日から解約日の前日までの日数について次の預入期間に応じた利率(小数点第4位以下は切捨てます。)によって計算します。
 - A 6か月未満…解約日における普通預金の利率
 - B 6か月以上1年未満…上記(1)②の適用利率×50%
- (4) この預金の付利単位は1円とします。

5. 反社会的勢力との取引拒絶

この預金口座は、第6条第4項各号のいずれにも該当しない場合に利用することができ、第6条第4項各号の一つにでも該当する場合には、当金庫はこの預金口座の開設をお断りするものとします。

6. 預金の解約

- (1) やむをえない事由により、この預金を第3条による支払方法によらず解約する場合は、この預金のすべてを解約することとし、当金庫所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して、財形年金預金契約の証(以下「契約の証」といいます。)とともにこの預金口座の開設店(以下「当店」といいます。)へ提出してください。
この場合、期日指定定期預金は満期日を指定することはできません。
- (2) 前項の解約手続に加え、当該預金の解約手続を行うことについて正当な権限を有することを確認するための本人確認書類の提示等の手続を求めることがあります。この場合、当金庫が必要と認めるときは、この確認ができるまでは解約手続を行いません。
- (3) 次の各号の一つにでも該当した場合には、当金庫はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。なお、通知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当金庫が解約の通知を届出のあった氏名、住所にあてて発信した時に解約されたものとします。
 - ① この預金口座の名義人が存在しないことが明らかになった場合または預金口座の名義人の意思によらずに開設されたことが明らかになった場合
 - ② この預金の預金者が財産形成預金共通規定第5条第1項に違反した場合
 - ③ この預金がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、またはそのおそれ

があると合理的に認められる場合

- ④ 法令で定める本人確認等における確認事項、および第12条第1項で定める当金庫からの通知等による各種確認や提出された資料が偽りである場合
 - ⑤ 第12条第1項から第3項に定める取引等の制限に係る事象が一定期間解消されない場合
 - ⑥ この預金が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められる場合
- (4) 前項のほか、次の各号の一つにでも該当し、預金者との取引を継続することが不適切である場合には、当金庫はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。
- 通知により解約する場合、到着のいかんにかかわらず、当金庫が解約の通知を届出のあった氏名、住所にあてて発信した時に解約されたものとします。なお、この解約によって生じた損害については、当金庫は責任を負いません。また、この解約により当金庫に損害が生じたときは、その損害額を支払ってください。
- ① 預金者が口座開設申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合
 - ② 預金者が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者(以下これらを「暴力団員等」といいます。)に該当し、または次のいずれかに該当することが判明した場合
 - A 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること。
 - B 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること。
 - C 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること。
 - D 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること。
 - E 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること。
 - ③ 本人が、自らまたは第三者を利用して次のいずれか一つにでも該当する行為をした場合
 - A 暴力的な要求行為
 - B 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - C 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - D 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当金庫の信用を毀損し、または当金庫の業務を妨害する行為
 - E その他前AからDに準ずる行為

7. 退職時等の支払い

最終預入日までに退職等の事由により勤労者でなくなったときは、この預金は、第2条および第3条にかかわらず次により取扱い、退職等の事由の生じた日の1年後の応当日の前日以後に支払います。この場合、前条と同様の手続をとってください。

- ① 期日指定定期預金は、退職等の事由が生じた日の1年後の応当日の前日を満期日とします。
- ② 退職等の事由が生じた日以後、2年以内に満期日の到来する期日指定定期預金は、その継続を停止します。

8. 据置期間中の金利上昇による非課税限度額超過の場合の取扱い

この預金の最終預入日以後に財形法施行規則第1条の4の2の規定にもとづき計算した年金計算基本予定額が非課税限度額以内であるにもかかわらず、据置期間中の金利の上昇によってこの預金の元利金が非課税限度額を超過する場合には、その元加に係る利子額全額をあらかじめ指定された預金口座に入金します。

9. 最終預入日等の変更

最終預入日または支払開始日、もしくは支払回数を変更するとき、最終預入日までに、当金庫所定の書面によって当店に申し出てください。ただし、支払開始日を繰上げる場合は変更後支払開始日の1年3か月前応当日までかつ最終預入日までに、繰下げる場合は変更前支払開始日の1年3か月前応当日までかつ最終預入日まで

に申出てください。

10. 支払開始日以後の支払回数の変更

支払開始日以後に、財形法施行令第13条の4第3項の規定等にもとづき年金支払額を増額するために支払回数を変更するときは、変更後の支払日の3か月前の応当日の前日までに、当金庫所定の書面により当店に申し出てください。ただし、この支払回数の変更は1回に限りです。また、変更により総支払回数が21回未満となる場合には、変更することはできません。

11. 契約の証の有効期限

この規定によりお預りした預金の支払いが完了した場合は、契約の証は無効となりますので直ちに当店に返却してください。

12. 取引の制限等

- (1) 当金庫は、預金者の情報および具体的な取引の内容等を適切に把握するため、提出期限を指定して各種確認や資料の提出を求めることがあります。預金者から正当な理由なく指定した期限までに回答いただけない場合には、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。
- (2) 日本国籍を保有せず本邦に居住する預金者は、当金庫の求めに応じ適法な在留資格・在留期間を保持している旨を当金庫所定の方法により届出るものとします。当該預金者が当金庫に届出た在留期間が超過した場合、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限することがあります。
- (3) 前二項の各種確認や資料の提出の求めに対する預金者の回答、具体的な取引の内容、預金者の説明内容およびその他の事情を考慮して、当金庫がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、もしくは経済制裁関係法令等への抵触のおそれがあると判断した場合には、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。
- (4) 前三項に定めるいずれの取引の制限についても、預金者からの説明等にもとづき、マネー・ローンダリング、テロ資金供与、または経済制裁関係法令等への抵触のおそれが合理的に解消されたとき当金庫が認める場合、当金庫は当該取引の制限を解除します。

13. 規定の変更

- (1) この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、店頭表示、ホームページ掲載その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。
- (2) 前項の変更は、公表の際に定める相当の期間を経過した日から適用されるものとします。

この他、「財産形成預金共通規定」が適用されます。

上
(2020年4月1日現在)

財形住宅預金規定

1. 預金契約の成立および預入れの方法等

- (1) 財形住宅預金（以下「この預金」といいます。）は、お客様から当金庫所定の申込書の提出を受け、当金庫がこれを承諾することにより契約が成立するものとします。また、この預金は、勤労者財産形成住宅貯蓄非課税制度の適用を受け、5年以上の期間にわたって、年1回以上一定の時期に事業主が預金者の給与から天引して預入れるものとします。
- (2) この預金には、預入れ期間中に支払われる勤労者財産形成給付金および勤労者財産形成基金給付金を給付金支払機関、または事業主を通じて預入れできるものとします。
- (3) この預金の預入れは1口1,000円以上とします。
- (4) この預金については、通帳の発行にかえ、預入れの残高を6か月に1回以上書面により通知します。
- (5) この預金は、債権保全の必要があるとき、その他当金庫が満期日前の解約を拒絶すべき事由があると認めたときは、満期日前に解約できません。

2. 預金の種類・期間・継続の方法等

- (1) この預金は、預入日の1年後の応当日を据置期間満了日、3年後

の応当日を最長預入期限とする1口ごとの期日指定定期預金として預入れるものとします。

- (2) この預金（第3条による一部解約後の残りの預金を含みます。）は、最長預入期限にその元利金の合計額をもって期日指定定期預金に自動的に継続します。
- (3) 前項の継続にあたり、最長預入期限を同一日とする複数の預金がある場合は、それぞれの預金の元利金をまとめて1口の期日指定定期預金に自動的に継続します。
- (4) 継続された預金についても前二項と同様とします。
- (5) 継続を停止するときは、最長預入期限（継続をしたときはその最長預入期限）までにその旨を申出てください。

3. 預金の支払方法

- (1) この預金の元利金は、所定の要件を満たす持家としての住宅の取得および増改築等（以下「住宅の取得等」といいます。）のための対価に充てるときに支払うものとします。
- (2) この預金の元利金の全部または一部を住宅の取得等の後に払出しする場合には、住宅の取得等に要した費用の金額を限度として1回に限り支払います。
この場合、住宅の取得等の日から1年以内に当金庫所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して、財形住宅預金契約の証（以下「契約の証」といいます。）とともに、住宅の不動産登記簿謄本等の所定の書類（またはその写し）をこの預金口座の開設店（以下「当店」といいます。）へ提出してください。
- (3) この預金の元利金の一部を、住宅の取得等の前に払出しする場合には、この預金の残高の90%相当額または住宅の取得等に要する費用の額のいずれか低い金額を限度として1回に限り支払います。

この場合、当金庫所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して、契約の証とともに、住宅建設工事請負契約書等の所定の書類の写しを当店へ提出してください。

- (4) 前項により一部払出しをした場合、住宅の取得等に要する費用の金額が一部払出し金額を超えているときは、その差額を限度として、一部払出し後2年以内かつ住宅の取得等の日から1年以内に、残額の全部または一部を1回に限り支払います。
なお、残額を払出しする場合はその際に、残額を払出ししない場合は一部払出し後2年以内かつ住宅の取得等の日から1年以内に、住宅の不動産登記簿謄本等の所定の書類（またはその写し）を当店へ提出してください。
- (5) この預金は前記第2項または第3項・第4項による払出しをした後も引続き預入れることができ、また新たな住宅の取得等のための対価に充てるときにも前記第2項または第3項・第4項と同一の取扱いにより支払います。

4. 預金の支払時期等

この預金は、次に定める満期日以後に利息とともに支払います。

- ① 満期日は、据置期間満了日から最長預入期限までの間の任意の日を指定することにより定めることができます。満期日を指定する場合は、当店に対してその1か月前までに通知を必要とします。なお、この預金の一部について満期日を定める場合には、1万円以上の金額で指定してください。
- ② 満期日は、前号に準じて、この口座の預金残高の全部または一部に相当する金額について指定することができます。
- ③ 第1号または第2号による満期日の指定がない場合は、最長預入期限を満期日とします。
- ④ 第1号または第2号により定められた満期日以後に解約されないまま1か月を経過するか、またはその間に最長預入期限が到来したときは、同号による満期日の指定はなかったものとし、引続き最長預入期限に自動継続として取扱います。

5. 利息

- (1) この預金の利息は、預入金額ごとにその預入日（継続をしたときはその継続日）から満期日の前日までの日数について、預入日（継続をしたときはその継続日）現在における次の預入期間に応じた利率によって1年複利の方法により計算します。
 - ① 1年以上2年未満……別にお知らせする「2年未満」の利率
 - ② 2年以上……別にお知らせする「2年以上」の利率（以下「2年以上利率」といいます。）
- (2) 前項の利率は、当金庫所定の日に変更します。この場合、新利率は変更日以後に預入れられる金額についてその預入日（すでに預けられている金額については、変更日以後最初に継続される

日)から適用します。

- (3) この預金の満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数について解約日または書替継続日における普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。
- (4) 当金庫が預金者からの解約請求に応じる場合、当金庫が債権回収のために解約する場合、反社会的勢力の排除に係る条項により解約する場合など、この預金を満期日前に解約する場合の利息は、預入金額ごとに預入日（継続をしたときは最後の継続日）から解約日の前日までの期間について次の預入期間に応じた利率（小数点第4位以下は切捨てます。）によって1年複利の方法により計算し、この預金とともに支払います。
- ① 6か月未満……………解約日における普通預金の利率
 - ② 6か月以上1年未満……………2年以上利率×40%
 - ③ 1年以上1年6か月未満……………2年以上利率×50%
 - ④ 1年6か月以上2年未満……………2年以上利率×60%
 - ⑤ 2年以上2年6か月未満……………2年以上利率×70%
 - ⑥ 2年6か月以上3年未満……………2年以上利率×90%
- (5) この預金の付利単位は1円とします。

6. 反社会的勢力との取引拒絶

この預金口座は、第7条第4項各号のいずれにも該当しない場合に利用することができ、第7条第4項各号の一つにでも該当する場合には、当金庫はこの預金口座の開設をお断りするものとします。

7. 預金の解約

- (1) この預金を解約するときは、当金庫所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して、契約の証とともに当店へ提出してください。
- (2) 前項の解約手続に加え、当該預金の解約手続を行うことについて正当な権限を有することを確認するための本人確認書類の提示等の手続を求めることがあります。この場合、当金庫が必要と認めるときは、この確認ができるまでは解約手続を行いません。
- (3) 次の各号の一つにでも該当した場合には、当金庫はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。なお、通知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当金庫が解約の通知を届出のあった氏名、住所にあてて発信した時に解約されたものとします。
- ① この預金口座の名義人が存在しないことが明らかになった場合または預金口座の名義人の意思によらずに開設されたことが明らかになった場合
 - ② この預金の預金者が財産形成預金共通規定第5条第1項に違反した場合
 - ③ この預金がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると合理的に認められる場合
 - ④ 法令で定める本人確認等における確認事項、および第15条第1項で定める当金庫からの通知等による各種確認や提出された資料が偽りである場合
 - ⑤ 第15条第1項から第3項に定める取引等の制限に係る事象が一定期間解消されない場合
 - ⑥ この預金が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められる場合
- (4) 前項のほか、次の各号の一つにでも該当し、預金者との取引を継続することが不適切である場合には、当金庫はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。

通知により解約する場合、到着のいかんにかかわらず、当金庫が解約の通知を届出のあった氏名、住所にあてて発信した時に解約されたものとします。なお、この解約によって生じた損害については、当金庫は責任を負いません。また、この解約により当金庫に損害が生じたときは、その損害額を支払ってください。

- ① 預金者が口座開設申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合
- ② 預金者が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」といいます。）に該当し、または次のいずれかに該当することが判明した場合

A 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有

すること。

- B 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること。
- C 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること。
- D 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること。
- E 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること。
- ③ 本人が、自らまたは第三者を利用して次のいずれか一つにでも該当する行為をした場合
- A 暴力的な要求行為
 - B 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - C 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - D 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当金庫の信用を毀損し、または当金庫の業務を妨害する行為
 - E その他前AからDに準ずる行為

- (5) 第3条によりこの預金の一部を払出す場合には、1万円以上千円単位の金額で払戻請求することができます。この場合、1口ごとの元金合計額が払戻請求書記載の金額に達するまで、次の順序でこの預金を解約します。

- ① 複数の預金がある場合は、預入日（継続したときは最後の継続日）から解約までの日数が多いものから解約します。
- ② 解約日においてすでに指定された満期日が到来している預金がある場合は、その預金を優先して解約します。

- (6) 前項の順序で最後に解約することとなった預金は、次により解約します。

- ① その預金が据置期間中の場合またはその預金の金額が1万円未満の場合は、その預金全額。
 - ② その預金が据置期間経過後で、その預金の金額が1万円以上の場合、次の金額。
- A その預金にかかる払戻請求額が1万円未満の場合は、1万円。
 - B その預金にかかる払戻請求額が1万円以上の場合は、その払戻請求額。

8. 目的外支払い

やむをえない事由により、この預金を第3条の支払方法によらず払出す場合には、この預金のすべてを解約することとし、当金庫所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して、契約の証とともに当店へ提出してください。

9. 税金の追徴

この預金の利息について、第3条によらない払出し等があったときは、非課税の適用が受けられなくなるとともに、すでに非課税の適用を受けて支払われた利息についても、過去5年間（預入開始日から5年未満の場合は預入開始日まで）にわたり遡って税金を追徴します。

ただし、預金者の死亡、重度障害等の事由による払出しは除きます。

10. 差引計算等

- (1) 第9条により税金の追徴をする場合で当該税金を徴収できないときには、当金庫は預金者に対する事前の通知および当金庫所定の手続を省略し、次により税金を追徴できるものとします。

- ① 第9条により税金の追徴をする事由が生じた日に、この預金を解約のうえ、その元利金から税金を追徴します。
- ② この預金の解約元利金が追徴税額に満たないときは、ただちに当店に支払ってください。

- (2) 前項により解約する定期預金の利率はその約定利率とします。

11. 転職時等の取扱い

転職、転勤、出向により財形住宅貯蓄契約にもとづく、この預金の預入れができなくなった場合には、当該事実の生じた日から2年以内に所定の手続により、新たな取扱金融機関において引続き預入れることができます。

1 2. 非課税扱いの適用除外

この預金について、次の各号に該当したときは、その事実の生じた日以後支払われる利息については、非課税の適用は受けられません。

- ① 第1条第1項ならびに第2項による以外の預入れがあった場合。
- ② 定期的な預入れが2年以上されなかった場合。
- ③ 非課税貯蓄申込書の預入限度額を超えて預入れがあった場合。

1 3. 退職時等の取扱い

退職等の事由により、非課税の適用が受けられなくなったときには、この預金は第2条にかかわらず次により取扱います。

- ① 当該事由の生じた日(以下「退職等の日」といいます。)の1年後の応当日の前日に満期日が到来するものとします。
- ② 退職等の日以後における自動継続を停止します。

1 4. 預入れ金額の変更

預入れ金額の変更をするときは、当金庫所定の書面によって当店に申出てください。

1 5. 取引の制限等

- (1) 当金庫は、預金者の情報および具体的な取引の内容等を適切に把握するため、提出期限を指定して各種確認や資料の提出を求めることがあります。預金者から正当な理由なく指定した期限までに回答いただけない場合には、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。
- (2) 日本国籍を保有せず本邦に居住する預金者は、当金庫の求めに応じ適法な在留資格・在留期間を保持している旨を当金庫所定の方法により届出るものとします。当該預金者が当金庫に届出た在留期間が超過した場合、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限することができるものとします。
- (3) 前二項の各種確認や資料の提出の求めに対する預金者の回答、具体的な取引の内容、預金者の説明内容およびその他の事情を考慮して、当金庫がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、もしくは経済制裁関係法令等への抵触のおそれがあると判断した場合には、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。
- (4) 前三項に定めるいずれの取引の制限についても、預金者からの説明等にもとづき、マネー・ローンダリング、テロ資金供与、または経済制裁関係法令等への抵触のおそれが合理的に解消されたとき当金庫が認める場合、当金庫は当該取引の制限を解除します。

1 6. 規定の変更

- (1) この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、店頭表示、ホームページ掲載その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。
- (2) 前項の変更は、公表の際に定める相当の期間を経過した日から適用されるものとします。

この他、「財産形成預金共通規定」が適用されます。

上
(2020年4月1日現在)

財産形成預金共通規定

1. 届出事項の変更、契約の証の再発行等

- (1) 契約の証や印章を失ったとき、または印章、氏名、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに書面によって当店に届出てください。この届出の前に、届出を行わなかったことにより生じた損害については、当金庫に過失がある場合を除き、当金庫は責任を負いません。
- (2) 契約の証または印章を失った場合のこの預金の元利金の支払いまたは契約の証の再発行は、当金庫所定の手続をした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また、保証人を求めることがあります。

2. 成年後見人等の届出

- (1) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに書面によって成年後見人等の氏名その他必要な事項を届出てください。また、預金者の補助人・保佐人・後見人について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始されたときも、同様にこの預金口座の開設店に届け出てください。
- (2) 家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がなされた場合には、直ちに書面によって任意後見人の氏名その他必要な事項を届出てください。
- (3) すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人の選任がなされている場合にも、前二項と同様に、直ちに書面によって届出てください。
- (4) 前三項の届出事項に取消または変更等が生じた場合にも同様に、直ちに書面によって届出てください。
- (5) 前四項の届出の前に、当金庫が過失なく預金者またはその成年後見人等の行為能力に制限がないと判断して行った払戻しは有効な払戻しとします。

3. 印鑑照合

払戻請求書、諸届その他の書類に使用された印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めるとともに、払戻請求者の預金払戻権限について疑うに足る特段の事情がないと当金庫が過失なく判断して行った払戻しは有効な払戻しとします。

なお、預金者は、盗取された契約の証を用いて行われた不正な解約による払戻しの額に相当する金額について、次条により補てんを請求することができます。

4. 盗取された契約の証を用いて行われた解約による払戻し等

- (1) 盗取された契約の証を用いて行われた不正な解約による払戻し(以下、本条において「当該払戻し」といいます。)については、次の各号のすべてに該当する場合、預金者は当金庫に対して当該払戻しの額およびこれにかかる利息に相当する金額の補てんを請求することができます。
 - ① 契約の証の盗難に気づいてからすみやかに、当金庫への通知が行われていること。
 - ② 当金庫の調査に対し、預金者より十分な説明が行われていること。
 - ③ 当金庫に対し、警察署に被害届を提出していることその他の盗難にあったことが推測される事実を確認できるものを示していること。
- (2) 前項の請求がなされた場合、当該払戻しが預金者の故意による場合を除き、当金庫は、当金庫へ通知が行われた日の30日(ただし、当金庫に通知することができないやむをえない事情があることを預金者が証明した場合は、30日にその事情が継続している期間を加えた日数とします。)前の日以降になされた払戻しの額およびこれにかかる利息に相当する金額(以下「補てん対象額」といいます。)を前条本文にかかわらず補てんするものとします。ただし、当該払戻しが行われたことについて、当金庫が善意無過失であることおよび預金者に過失(重過失を除く)があることを当金庫が証明した場合には、当金庫は補てん対象額の4分の3に相当する金額を補てんするものとします。
- (3) 前二項の規定は、第1項にかかる当金庫への通知が、この契約の証が盗取された日(契約の証が盗取された日が明らかでないときは、盗取された契約の証を用いて不正な解約による払戻しが行われた日。)から、2年を経過する日後に行われた場合には、適用されないものとします。
- (4) 第2項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当することを当金庫が証明した場合には、当金庫は補てんしません。
 - ① 当該払戻しが行われたことについて当金庫が善意かつ無過失であり、かつ、次のいずれかに該当すること。
 - A 当該払戻しが預金者の重大な過失により行われたこと。
 - B 預金者の配偶者、二親等内の親族、同居の親族その他の同居人、または家事使用人によって行われたこと。
 - C 預金者が、被害状況についての当金庫に対する説明において、重要な事項について偽りの説明を行ったこと。
 - ② 契約の証の盗取が、戦争、暴動等による著しい社会秩序の混乱に乗じまたはこれに付随して行われたこと。
- (5) 当金庫が当該預金について預金者に払戻しを行っている場合には、この払戻しを行った額の限度において、第1項にもとづく補てんの請求には応じることはできません。また、預金者が、当該払戻しを受けた者から損害賠償または不当利得返還を受けた場

合も、その受けた限度において同様とします。

- (6) 当金庫が第2項の規定にもとづき補てんを行った場合に、当該補てんを行った金額の限度において、当該預金にかかる払戻請求権は消滅します。
- (7) 当金庫が第2項の規定により補てんを行ったときは、当金庫は、当該補てんを行った金額の限度において、盗取された契約の証を用いて行われた不正な解約による払戻しを受けた者その他の第三者に対して預金者が有する損害賠償請求権または不当利得返還請求権を取得するものとします。

5. 譲渡、質入れの禁止

- (1) この預金および契約の証は、譲渡または質入れすることはできません。
- (2) 当金庫がやむをえないものと認めて質入れを承諾する場合には、当金庫所定の書式により行います。

6. 保険事故発生時における預金者からの相殺

- (1) この預金は、満期日が未到来であっても、当金庫に預金保険法の定める保険事故が生じた場合には、当金庫に対する借入金等の債務と相殺する場合に限り当該相殺額について期限が到来したのものとして、相殺することができます。なお、この預金に、預金者の当金庫に対する債務を担保するため、もしくは第三者の当金庫に対する債務で預金者が保証人となっているものを担保するために質権等の担保権が設定されている場合にも同様の取扱いとします。
- (2) 前項により相殺する場合には、次の手続によるものとします。
 - ① 相殺通知は書面によるものとし、複数の借入金等の債務がある場合には充當の順序方法を指定のうえ、当金庫所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して、契約の証とともに直ちに当金庫に提出してください。ただし、この預金で担保される債務がある場合には、当該債務または当該債務が第三者の当金庫に対する債務である場合には預金者の保証債務から相殺されるものとします。
 - ② 前号の充當の指定のない場合には、当金庫の指定する順序方法により充當いたします。
 - ③ 第1号による指定により、債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、当金庫は遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮して、順序方法を指定することができるものとします。
- (3) 第1項により相殺する場合の利息等については、次のとおりとします。
 - ① この預金の利息の計算については、その期間を相殺通知が当金庫に到達した日の前日までとして、利率は約定利率を適用するものとします。
 - ② 借入金等の債務の利息、割引料、遅延損害金等の計算については、その期間を相殺通知が当金庫に到達した日までとして、利率、料率は当金庫の定めによるものとします。また、借入金を期限前弁済することにより発生する損害金等の取扱いについては当金庫の定めによるものとします。
- (4) 第1項により相殺する場合の外国為替相場については当金庫の計算実行時の相場を適用するものとします。
- (5) 第1項により相殺する場合において借入金の期限前弁済等の手続について別の定めがあるときには、その定めによるものとします。ただし、借入金の期限前弁済等について当金庫の承諾を要する等の制限がある場合においても相殺することができるものとします。

7. 規定の変更

- (1) この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、店頭表示、ホームページ掲載その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。
- (2) 前項の変更は、公表の際に定める相当の期間を経過した日から適用されるものとします。

以 上
(2020年4月1日現在)